

新婚等世帯を対象に

## 住宅取得費用・リフォーム費用・引越費用

を補助します！



### 対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和6年3月1日から申請日までに婚姻した夫婦であること  
※ 夫婦：岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出者も含まれます
- ② 夫婦ともに申請日において岡崎市内にあり、主たる新居となる住宅の住所に住民票があること
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 夫婦の令和5年中の所得を合算した額が500万円未満であること  
※ 所得：給与所得控除後の額をいう。  
※ 貸与型奨学金を返済している場合は所得から年間返済額を控除します
- ⑤ 夫婦ともに岡崎市税を滞納していないこと
- ⑥ 夫婦ともに暴力団員等ではないこと
- ⑦ 夫婦ともに過去に同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑧ 申請日より2年以上継続して岡崎市内に住み続ける意思があること

### 対象となる費用

令和6年4月1日から申請日までに夫婦が支払った次の費用が対象です。

- 住宅取得費用** … 戸建住宅や分譲マンションなどの建物の購入費用  
(土地代は含みません)
- リフォーム費用** … 住宅の修繕・増築・改築・設備更新などの工事費用
- 引越費用** … 引越業者や運送業者へ支払った引越費用

### 補助上限額

- ① 住宅取得費用及びリフォーム費用の1世帯当たりの補助上限額は、以下のとおりです。
  - ・夫婦ともに**29歳以下の世帯**は、対象となる費用を合わせて**60万円**
  - ・**それ以外の世帯**は、対象となる費用を合わせて**30万円**です。
- ② 引越費用の1世帯当たりの補助上限額は、**5万円**です。

裏面をご確認ください。

## 申請期間

**令和7年1月6日(月) ～ 2月28日(金) ※ 必着**

- ※ 交付対象者は、抽選により決定します。
- ※ 抽選は、令和7年3月10日(月)午前11時から、岡崎市役所（西庁舎501会議室）で予定しています。
- ※ 公開抽選への参加は自由です。
- ※ 抽選結果は、後日に文書で通知します。

## 申請方法

**申請に必要な書類をすべて揃えて申請期間内に申請先まで持参または郵送で提出してください。**

- ※ 書類に不備がある場合は受付できません。ご不明な点は事前にお問合せください。

## 申請に必要な書類

**補助金交付申請書等の様式は、ホームページからダウンロードしてください。**

- ※ 様式以外の申請に必要な書類については、ホームページで確認してください。
- ※ 様式の記載方法については、ホームページで確認してください。

ホームページ→



## 申請・問合せ先

**岡崎市 都市基盤部 住宅計画課 居住支援係**

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所 西庁舎地下1階）

**Tel 0564-23-6880 Fax 0564-23-6208**

